

岡山大学安全衛生推進機構規程

〔平成27年1月1日〕
岡大規程第1号

改正 平成28年 3月31日規程第57号

平成31年 3月29日規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号。以下「管理学則」という。）第27条第5項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学安全衛生推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己評価等)

第2条 機構は、機構に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(業務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 法人の構成員その他関係者の安全と健康を確保するとともに、快適な修学・職場環境の形成を促進する活動（以下「安全衛生推進活動」という。）に係る法人の施策・方針の企画・立案に関する事。
- 二 安全衛生推進活動に関する調査・研究に関する事。
- 三 安全衛生推進活動に関する指導・助言に関する事。
- 四 その他法人の安全衛生推進活動に関する重要事項。

(職員)

第4条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 機構長
- 二 副機構長
- 三 専任教員
- 四 兼務教員
- 五 その他必要な職員

2 職員は、機構長及び副機構長の命を受け、機構の業務に従事する。

(機構長)

第5条 機構長は、法人の安全衛生を担当する理事が兼ねる事務局長をもって充てる。

2 機構長は、機構を代表し、その業務を総括する。

(副機構長)

第6条 副機構長は、機構の専任教員のうちから、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 副機構長の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼務教員)

第7条 兼務教員は、法人の専任教員のうちから、機構長の推薦に基づき、学長が機構に兼ねて勤務を命ずる。

2 兼務教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第8条 機構に、管理規則第50条第2項に規定する運営委員会として、国立大学法人岡山大学安全衛生推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 機構の事務は、安全衛生部保健衛生管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される副機構長及び兼務教員の任期は、第6条第2項及び第7条第2項の規定にかかわらず、それぞれ平成32年3月31日及び平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。